

機密性 2 完全性 1 可用性 1

達 示 第 2 号

令和 6 年 1 月 2 4 日

広島拘置所長

「未決拘禁者生活心得を制定することについて」の達示の一部改正について
「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」（平成19年5月30日付け法務省矯成訓第3339号大臣訓令）の一部改正に基づき、「未決拘禁者生活心得を制定することについて」（令和5年8月22日付け達示第3号）の別紙8「自弁物品表」を別紙のとおり
に改正し、本年2月1日から施行する。

自弁を許可される物品は、自弁物品表のとおりであり、次の事項に注意すること。

- 1 当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許可しない。
- 2 指定品以外のものは、当所において内部検査が可能なものに限る。
- 3 指定の欄の各記号は、それぞれ次のものを示す。
 - (1) ○は、当所の指定した事業者を経由するもので、同事業者が取り扱う商品に限る。
また、一旦当所から出た物は当所で使用できない。
 - (2) ◎は、特に必要があると認められる場合に限り許可するもの。
- 4 女子用品は、女子被収容者に限り使用を許可する。
- 5 刑が確定した場合は使用できないものがあるので注意すること。

自弁物品表

区分	品名	指定	概要
室内装飾品	生花	○	必要数量の範囲内。監置場留置者を除く。
	花びん	○	必要数量の範囲内。監置場留置者を除く。
	写真立て	○	必要数量の範囲内。監置場留置者を除く。
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、サンダル、座布団、ハンガーその他の日用品	タオル		
	バスタオル		
	ハンカチ		
	石けん	○	
	石けん容器		金属製を除く。
	シャンプー	○	
	リンス	○	
	くし		ヘアブラシを含む。木又は合成樹脂性で分離できないもの。
	整髪料	○	

区分	品名	指定	摘要
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、サンダル、座布団、ハンガーその他の日用品	ヘアピン	○	女子に限る。
	髪止めゴム	○	
	電池式かみそり	○	収納ケース、替え刃、はけ、電池を含む。
	シェービングクリーム	○	
	歯ブラシ		キャップを含む。
	歯磨き	○	
	歯ブラシケース		
	ちり紙	○	
	耳かき		竹又は合成樹脂性のもの
	箸	○	
	箸容器	○	
	食品容器	○	
	コップ	○	
	つまようじ	○	
	クリーム類	○	
	汗止め用粉末	○	
	パフ	○	
	制汗剤	○	スプレー式のものを除く。
	化粧水類	○	
	生理用品	○	おりものシート及び妊産婦用具を含む。女子に限る。
	綿棒		
	サンダル	○	
	座布団		座布団カバーを含む。
ハンガー	○		

区分	品名	指定	摘要
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、サンダル、座布団、ハンガーその他の日用品	洋服カバー	○	
	手提げ袋	○	
	ふろしき	○	
文房具、遊具その他の余暇時間帯における知的、教育的及び娯楽的活動に用いる物品	消しゴム	○	
	色鉛筆	○	鉛筆削りを用いないものに限る。
	鉛筆キャップ		色鉛筆のサイズに合致するものに限る。
	シャープペンシル	○	替え芯（黒色に限る。）を含む。
	ボールペン	○	青色、黒色又は赤色に限る。替え芯を含む。
	サインペン	○	
	筆ペン	○	インクカートリッジを含む。
	万年筆	○	スペアインクを含む。
	蛍光ペン	○	
	雑記帳	○	罫線入りのノート
	日記帳	○	
	色紙		短冊を含む。
	カーボン紙		
	けい紙その他の筆記用紙		原稿用紙、レポート用紙など。
	下敷き	○	
	定規		規格は30cm用以下の合成樹脂製のもの。
	筆入れ		金属製のものを除く。
	板目紙		金属製の付いていないもので、訴訟書類の整理に必要と認められる場合に限る。
	とじひも		
	インデックス	○	とじひもは長さ60cm以下のもの。

区分	品名	指定	摘要
文房具、遊具その他の余暇時間帯における知的、教育的及び娯楽的活動に用いる物品	付箋	○	金属類の付いていないもので、訴訟書類の整理に必要と認められる場合に限る。
	ファイル		
	電池式計算機	○	電池を含む。
	そろばん		
	数珠		周囲の長さがおおむね60cm以下のもの。
	ロザリオ		
	礼拝用マット		
	礼拝用スカーフ		女子に限る。
手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	パズル	○	ルービックキューブ同等品
	手袋		軍手及びゴム手袋を含む。検査が容易なものに限る。
	耳袋	○	
	マスク	○	
	尿とりパッド	○	女子に限る。
	耳栓		
その他	使い捨てカイロ	○	
	衣類		靴下を含み、バンドやひも等のないもの。
	食料品及び飲料	○	監置場留置者を除く。 1食分の食事と評価できる分量の食料品の自弁を許可する場合には、食事の支給はしない。
	嗜好品	○	監置場留置者を除く。
	寝具	掛布団	
敷布団			シングルサイズ1枚の使用に限る。
毛布			シングルサイズ2枚以下の使用に限る。

	タオルケット		シングルサイズ1枚の使用に限る。
--	--------	--	------------------

区分	品名	指定	概要
その他	まくら		1個の使用に限る。
	寝具 かけぶとん 掛布団カバー		1枚の使用に限る。
	もうふ 毛布カバー		毛布1枚につき1枚の使用に限る。
	しぶとん 敷布団カバー		1枚の使用に限る。
	まくら 枕カバー		1枚の使用に限る。
	めがね 眼鏡その他の補正器具	◎	
	じこけいやくさぎょう 自己契約作業に必要な物品	◎	
	ふうとう 封筒		ひと重のものに限る。
	きって 切手		
	はがき		
	ゆうびんしょかん 郵便書簡		
	びんせん 便箋		
	いんし 印紙		しよし 証紙を含む。
	いんかん 印鑑	◎	
かつら	◎		
いやくひん 医薬品	◎	しめい い しんりょう かか いやくひん 指名医の診療に係る医薬品に限る。	